

# パートナーシップ宣誓により利用できる 制度・サービス一覧

## 【交通・旅行】

パートナーを家族として登録でき、『マイレージ特典』などのサービスを利用することができます

※詳細は各航空会社等にご確認ください

## 【通信】

パートナーを家族として登録でき、『家族割』、『ファミリープラン』などのサービスを利用することができます

※詳細は各通信会社等にご確認ください

## 【生命保険】

パートナーを保険金受取人、指定代理請求人に指定することができます

※詳細は、各保険会社にご確認ください

## 【住まい】

パートナーとの住居の相談、住宅ローンの申込など住まいの手続きに利用することができます

※条件や要件については、不動産会社、金融機関にご確認ください

### （事務担当）

藤沢市 企画政策部 人権男女共同平和国際課

TEL:0466-50-3501 FAX:0466-50-8346

E-mail: fj2-jinkendanjyo@city.fujisawa.lg.jp

